

## 5月企画運営委員会次第

日 時 平成23年5月18日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 第55回全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
  - (2) 平成23年度新任保育士研修会の開催について
  - (3) 東北地方太平洋沖地震にかかわる被災地支援募金活動の結果について
  - (4) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
  - (5) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-02、03、04、05
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※6月企画運営委員会開催予定

平成23年6月15日(水)15:00～ 県社会福祉会館 第1会議室

平成23年5月18日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

第55回全国保育研究大会における全保協会長表彰の  
推薦について（ご依頼）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり  
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 5人
- 3 推薦順位について  
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先  
平成23年6月7日（火）までに  
神奈川県保育会事務局までにご送付ください。

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会事務局

県保育会事務局

Tel045-311-8754 Fax045-311-1837

# 全国保育協議会表彰規程

## 第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

## 第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める全国保育協議会会員保育所等の施設長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員保育所等に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

2 ただし、前号に規定する「対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

- 第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。
2. 前号による推せん人数は、会員保育所数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。
  3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

### 第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

- 第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。
2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。
  3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

### 第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

- 第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。
- (1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者
  - (2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

全国保育研究大会被表彰者名簿

推薦参考資料

表彰回	年度	氏 名 (敬称略)					
20	7	角井ツイ子 (横須賀)	相原妙子 (藤沢)	岡村静子 (鎌倉)			
		関野歌子 (小田原)	小池 幸 (座間)	野中登志子 (南足柄)			
21	8	榮 研三 (小田原)	坂本紀美子 (相模原)	椎野ヨリ子 (寒川)			
		宮本マリ子 (大和)	白井恭子 (平塚)	高橋忠男 (伊勢原)			
22	9	井田喜美子 (伊勢原)	三留妙子 (三浦)	星野トヨ子 (相模原)			
		大地澄子 (藤沢)	川口静江 (湯河原)	小澤博子 (山北)			
		浅井敏子 (秦野)	林田カツヨ (横須賀)	真子典子 (横須賀)			
		森下芙玖江 (綾瀬)	橋本幸子 (平塚)	川村和子 (海老名)			
23	10	込山 茂 (小田原)	石川朋子 (愛川)	満田比呂子 (座間)			
		新美臣江 (相模原)	門田敦子 (秦野)	岩本悦子 (大和)			
24	11	荻野ミネ (南足柄)	末広良子 (横須賀)	筒浦百合子 (伊勢原)			
		原 千漣 (平塚)	山本初美 (寒川)	吉住節子 (座間)			
25	12	宮川照子 (平塚)	小川 晃 (茅ヶ崎)	渋谷清乃 (厚木)			
		露木省子 (開成)	森屋茂子 (愛川)	安部朋子 (大和)			
26	13	永野知子 (平塚)	小林祐子 (相模原)	関口 忍 (平塚)			
		橋都広子 (座間)	広田修平 (横須賀)	草山 充 (秦野)			
27	14	椎野絹子 (平塚)	服部トミ子 (海老名)	平岩陽子 (座間)			
		浜田はる子 (横須賀)	関屋啓子 (綾瀬)	河野チヨセ (藤沢)			
28	15	中山洋子 (座間)	山本幸子 (藤沢)	河島末江子 (茅ヶ崎)			
		小峰照江 (横須賀)	田村真智子 (鎌倉)	横尾智子 (秦野)			
29	16	小林勇次郎 (横須賀)	佐藤蘭子 (横須賀)	谷河淳子 (平塚)			
		井上文子 (藤沢)	桐原みさ子 (寒川)	大矢敏代 (愛川)			
30	17	高沢美智子 (大和)	遠山由美子 (座間)	白井美佐子 (平塚)			
		川口和子 (藤沢)	宍戸澄代 (横須賀)	渡部貞江 (横須賀)			
31	18	吉岡昌子 (大井)	池田紀子 (小田原)	石野美保子 (南足柄)			
		大塚照子 (愛川)	大島陽子 (藤沢)	菱刈直美 (平塚)			
		門松晴美 (湯河原)					
32	19	門田敦子 (南足柄)	阿部和子 (横須賀)	浜岡公枝 (大和)			
		甘利和代 (愛川)	立石孝江 (厚木)	安藤多津子 (横須賀)			
33	20	渡邊迪子 (座間)	津谷悦子 (藤沢)	猪狩イト子 (南足柄)			
		鎌田初子 (秦野)	堀之内美津子 (平塚)	光武さとみ (逗子)			
		金野直美 (藤沢)					
34	21	磯野タズ子 (座間)	青山文子 (鎌倉)	横尾芳子 (平塚)			
		西村澄子 (大和)	小林俊子 (秦野)	木村アイ子 (愛川)			
35	22	石塚康子 (座間)	近藤正代 (平塚)	鈴木恵美子 (大和)			
		原智子 (愛川)	坂口紀恵 (横須賀)				

# 全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 \_\_\_\_\_

平成 23 年 4 月 1 日現在

ふりがな				明治 大正 昭和	年 月 日生	
氏 名						
ふりがな					職 名	
施設名 (勤務先)						
ふりがな						
施設の住所	〒					
	TEL			FAX		
勤続年 月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施 設 名	役 職	
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
		現在に至る				
		(通算合計)		年 ヶ月		
	功績の概要					
表彰歴						

※勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に（非常勤）と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、被表彰者名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

全国保育協議会会長 殿

平成 23 年 月 日

都道府県 (市) 名 \_\_\_\_\_

推薦者氏名 \_\_\_\_\_

印

平成23年5月20日

保育園園(所)長様

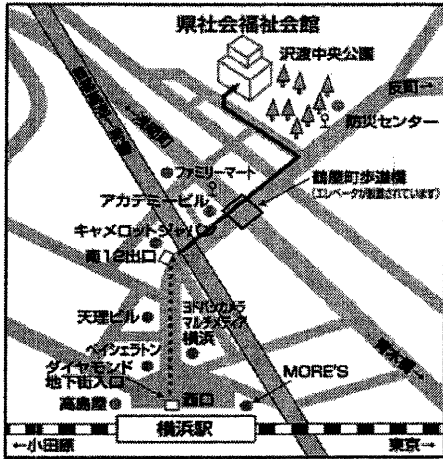
一般社団法人 神奈川県保育会  
理事長 都築融光

### 新任保育士研修会の開催について(ご案内)

青葉の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
県保育会事業の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたします。  
つきましては、新任保育士(3年くらいまで)のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、お手数ですが準備の都合がございますので6月23日までに別記様式により本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。



案内図  
神奈川県社会福祉会館

神奈川県保育会事務局  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
Tel 045-311-8754  
Fax 045-311-1837

### 6/27 新任保育士研修会参加申込み

月 日

保育園(所)名		電話 FAX	
参加者			
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		

## 平成 23 年度新任保育士研修会開催要領 (保育会会員)

- 1 趣 旨 新任の保育士が、子ども達や保護者に信頼され、職場の良好な環境を自ら作りながら、安心して保育活動に取り組めるよう、職員として身につけるべき基礎的なことから学ぶ機会を設けました。また、子ども達にとってより良い、これからの保育園と家庭との連携や保育士に求められるものなどについて、幅広く考えます。
- 2 主 催 一般社団法人 神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 23 年 6 月 27 日(月)午前 10 時から午後 3 時 15 分  
受付け 9 時 30 分から
- 4 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3・4 研修室  
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel 045-311-8754
- 5 対 象 保育園の新任保育士及び経験 3 年程度までの保育士
- 6 定 員 90 人
- 7 参加費 3,000 円  
(1) 当日会場への持参可。  
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座を利用してください。  
<銀行振込>横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人神奈川県保育会 理事長 つづき 都築 ゆうこう 融光  
<郵便振替>00260-2-68336 一般社団法人神奈川県保育会
- 8 昼 食 会場に用意します。
- 9 日 程

時 間	研 修 内 容
9:30	受付け開始
10:00	開会・主催者あいさつ
10:10	講演 「思いやり保育—家庭と保育園の二人三脚実践法」(仮題) 講師 塩川 正人 氏(保育コンサルタント・駒澤大学講師) ・保育とは、思いやり保育とは 思いやり三原則…①手伝い②励ます③ありがとう 思いやりの基本『EGAO』…①笑顔②元気③あいさつ④思いやり ・保育士に期待すること、心構え ・家庭、保護者との連携・接し方 ・保育園内の連携・チームワーク など
12:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	講師からの総括・総評
15:15	閉会



平成 23 年度新任保育士研修会開催要領 (政令市)

- 1 趣 旨 新任の保育士が、子ども達や保護者に信頼され、職場の良好な環境を自ら作りながら、安心して保育活動に取り組めるよう、職員として身につけるべき基礎的なことから学ぶ機会を設けました。また、子ども達にとってより良い、これからの保育園と家庭との連携や保育士に求められるものなどについて、幅広く考えます。
- 2 主 催 一般社団法人 神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 23 年 6 月 27 日(月)午前 10 時から午後 3 時 15 分  
受付け 9 時 30 分から
- 4 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3・4 研修室  
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel 045-311-8754
- 5 対 象 保育園の新任保育士及び経験 3 年程度までの保育士
- 6 定 員 90 人
- 7 参加費 5,000 円

- (1) 当日会場への持参可。
- (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座を利用してください。  
<銀行振込>横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人神奈川県保育会 理事長 <sup>つづき</sup> 都築 <sup>ゆうこう</sup> 融光

<郵便振替>00260-2-68336 一般社団法人神奈川県保育会

8 昼 食 会場に用意します。

9 日 程

時 間	研 修 内 容
9:30	受付け開始
10:00	開会・主催者あいさつ
10:10	講演 「思いやり保育—家庭と保育園の二人三脚実践法」(仮題) 講師 塩川 正人 氏(保育コンサルタント・駒澤大学講師) ・保育とは、思いやり保育とは 思いやり三原則…①手伝い②励ます③ありがとう 思いやりの基本『EGAO』…①笑顔②元気③あいさつ④思いやり ・保育士に期待すること、心構え ・家庭、保護者との連携・接し方 ・保育園内の連携・チームワーク など
1 2:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	講師からの総括・総評
15:15	閉会

平成 23 年 5 月 10 日

一般社団法人神奈川県保育会  
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

東北地方太平洋沖地震にかかわる被災地支援  
募金活動の結果について(ご報告)

標記の件につきましては、平成 23 年 4 月 4 日付けで、神奈川県保育士会会長との連名で、会員の皆様にご協力をお願いいたしました。

その結果、次のとおりの多額の被災地支援募金が寄せられました。皆様方の真心と真摯な取組みに感謝申し上げます。

皆様から寄せられました支援募金は、4 月 28 日にとりまとめの上、「保育三団体被災地支援募金」送金口座に振込みましたことをご報告申し上げます。

なお、別添「全保協ニュース」によれば、4 月 25 日現在で、13,100 万円の支援募金が集まり、第一期の配分等を決定し、引き続き、6 月 30 日まで募金期間を延長することを確認したとのことです。

今後の対応につきましては、正副理事長会議等に諮って決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

① 被災地支援募金活動の金額	4, 732, 501円
② 50周年大会からの繰入金	200, 000円
①+② 合計	4, 932, 501円
③ 払込料金	14, 000円
①+②-③ 振込額	4, 918, 501円

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

045-311-8754

平成 23 年度「県・市町児童福祉主管課長と  
県保育会委員との連絡協議会」開催要領（案）

- 1 趣 旨 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 23 年 7 月 27 日（水） 14:00～19:30
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン  
横浜市西区北幸 1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)  
横浜駅西口より徒歩 5 分  
（「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南 12 番出口左側）
- 5 出席者 県・市町児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
  - (1) 連絡協議会 14:00～17:00 4階 フェアウインド I
    - 議題 1
      - ・講演 \_\_\_\_\_  
講師 \_\_\_\_\_
      - ・質疑応答、意見交換会
    - 議題 2 神奈川県保育会の事業概要
    - その他
  - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30
    - ・参加者は 3,000 円の参加費を当日支払うこと

## 「協議会」「懇談会」における議題等一覧

年度	項	議 題
1 平成3	懇談会	・行政からみた望ましい保育所のありかた ・人材難時代の魅力ある保育所づくり
2 4	懇談会	・延長保育の実態と問題点 ・当面する保育事業の課題
3 5	懇談会	・県保育会組織の内容と活動について ・地域保育(育児)センター事業の内容と取り組みについて ・「保育問題検討会」の検討経過について(県児童福祉課)
4 6	懇談会	・措置制度改革の提案に至った経過の説明(厚生省)柴田課長 ・A/B/C型の時間延長保育サービス事業
5 7	懇談会	・子ども未来財団のあらまし ・エンゼルプランと神奈川の児童育成基盤・こども未来計画について
6 8	懇談会	・「保育事業の手引き」 特別保育事業編 ・神奈川県総合計画と児童福祉について
7 9	懇談会	・「児童福祉施策の推進について」 児童福祉課 ・「児童福祉法をめぐる話題と全保協の今後の取り組み」
8 10	連絡協議会	・「保育制度改革に伴う助成制度のあり方について」 ・児童福祉対策等に関する行政監察結果かたら保育行政に示唆するもの
9 11	連絡協議会	・「保育事業の未来を展望する」 (参議院議員) 尾辻秀久氏
10 12	連絡協議会	・「労働政策としての子育て支援策を考える」(衆議院議員) 甘利明氏
11 13	連絡協議会	・「公立保育所の新たな経営戦略を探る」 (全社協) 門廣繁幸氏
12 14	連絡協議会	・第三者評価基準の解釈と運用 (厚生労働省) 小峰弘明氏
13 15	連絡協議会	・新しい保育所像を考える (全社協) 島村糸子氏
14 16	連絡協議会	・次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画(県担当部長) 鳴田謙二氏
15 17	連絡協議会	・最近の子ども達の健康について (県保健福祉部次長) 河西悦子氏 ・各市町課長等からの次世代育成行動計画概要等説明
16 18	連絡協議会	・「認定こども園」について (県子ども家庭課次世代育成担当課長) 木村博嗣氏
17 19	連絡協議会	・本協議会の歴史と今後のあり方 (県保育会顧問) 冨田英雄
18 20	連絡協議会	・保育・子ども家庭福祉の動向と課題 (全社協) 笹尾 勝 児童福祉部長
19 21	連絡協議会	・新型インフルエンザに対する対応について (県保健福祉部) 長島圭太氏 ・神奈川県保育会の課題と今後の方向性について
20 22	連絡協議会	・神奈川県における保育の状況と国の動向について (県次世代育成課長) 船本和則氏

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆保育3団体による東日本大震災の災害義援金 7,500万円に(4月11日現在)◆

全国保育協議会では、3月29日～31日に佐藤秀樹常任協議員(北海道・東北ブロック保育協議会会長)と事務局が高野幸子協議員(宮城県仙台市)の協力を得て、被災した宮城県内7市町(仙台市、南三陸町、気仙沼市、石巻市、多賀城市、岩沼市、亘理町)の状況把握に回ってきました。また、被害の大きかった気仙沼市と石巻市の2市においては、4月5日、6日に再度状況の把握を行いました。地域によって被災状況は異なっていますが、沿岸部では保育所が滅失したり、水没や浸水で再開の目途がつかないところが多くあります。

保育の継続に関しては、被災した保育所の利用者を他の保育所が受け入れ調整しているところのうち、現時点で外部に特別の人的支援を求める意向を持つ保育所があるという情報は入ってきておりません。一方で、4月に入り保護者から保育所の再開を求める声が高まるなか、建物や遊具の再整備等、再開に向けた支援を必要としている地域もあります。全保協では、さらに現地のニーズを把握して支援の具体化と支援体制の整備に向けて、早急に検討を行う予定としています。

特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県における保育所の開所状況は別紙をご参照ください。

また、3月17日より呼びかけを開始した「保育三団体被災地支援募金」(保育3団体共同実施：全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟。全国保育士会協力)には、4月11日現在75,375,938円の支援が寄せられました。用途や配分方法については、3団体で早急に確認を行い、できるだけ早く被災地へお届けする予定です。引き続き、皆様のご支援をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

### <保育三団体被災地支援募金>振込口座

金融機関：三井住友銀行

支店名：東京公務部(店番号：096)

口座：普通預金 167251

口座名義：「保育三団体被災地支援募金」

(ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン)

※ 三井住友銀行本支店(ATMを含む)より振り込む場合、振込手数料受取人払いをご選択いただけます。

募集期間：平成23年3月17日(木)～4月28日(木)

## ◆保育所運営費からの災害義援金支出について

### ～保育所に係る「東日本大震災」Q&Aが発出される◆

4月7日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、上記Q&A更新の事務連絡を発出しました。その中では、保育所運営費からの被災地に対する災害義援金の支払いについて、特例的に「使途範囲以外の支出」に抵触しない取り扱いとするとの記載がなされています。

なお、災害義援金支出の際には、「法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁(※)に協議を行った上で支出する」ことに留意が必要です。(※事務局注：都道府県、指定都市、中核市)

《以下、Q&Aから抜粋》

区分	質問	回答
運営費	保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。	<p>通常では、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。</p> <p>しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する使途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。</p> <p>災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。</p> <p>なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。</p>

## ◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」まとまる◆

厚生労働省は、3月17日に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(保育課長通知/雇児保発0317第1号)を示しました。

平成21年4月に施行された「保育所保育指針」と同時に策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、保健・衛生面の対応を明確にするために「保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する」としていました。

これにもとづき、厚生労働省は、子どもの健康と安全の向上に資する観点から、保育所職員、保護者、嘱託医等が共通理解の下で、保育所におけるアレルギー対応に取り組み、アレルギー疾患を持つ子どもの保育所での生活がより一層、安全・安心なものとなるよう、標記のガイドラインをまとめたものです。

また、ガイドライン全般に関わること、食物アレルギーへの対応、「エピペン」の保育所における取り扱い等についてのQ&Aが、あわせて示されました。

12

詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。(厚生労働省>子ども子育て>保育関係)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku04.pdf>

## 平成23年度 人事異動のお知らせ

【厚生労働省（関連異動のみ抜粋）】

新	氏名	旧
保育課課長補佐	鈴木 義 弘	関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課児童扶養手当監査官
保育課幼保連携推進室長補佐	大須賀 浩 一	育成環境課長補佐
保育課総務係長	百 瀬 秀	保育課予算係長
保育課幼保連携推進室認定子ども園運営費係長 保育課運営費係長併任	岩 瀬 豊 明	保育課企画法令係
保育課予算係長	西 浦 啓 子	家庭福祉課母子家庭等自立支援室扶養手当係長
保育課地域保育係長	胡 内 敦 司	大臣官房会計課庶務班調整係長
保育課保育係長	今 井 健 治	埼玉県熊谷児童相談所主任
保育課	加 藤 泰 士	大臣官房会計課予算総括班
保育課	西 村 幸 恵	大臣官房統計情報部企画課 保育課併任
家庭福祉課課長補佐	杉 原 広 高	保育課幼保連携推進室室長補佐
社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐	岩 崎 武 司	保育課課長補佐
総務課総務係長	竹 中 大 剛	保育課総務係長
大臣官房統計情報部社会統計課縦断調査室成年者調査係長	小 泉 和 秀	保育課保育係長
家庭福祉課予算係長	芝 浦 太 介	保育課幼保連携推進室認定子ども園運営費係長
総務課児童相談係長	平 山 多輝男	保育課地域保育係
大臣官房会計課経理室管財班物品管理係長	井 上 晋 作	保育課
復帰（湖南省）	枝 廣 健 二	保育課

【全国社会福祉協議会(児童福祉部関連異動のみ抜粋)】

新	氏名	旧
児童福祉部副部長	下 澤 秀 美	民生部副部長
児童福祉部副部長	妹 尾 多加義	高年・障害福祉部副部長
児童福祉部参事 (経理・児童健全育成事業担当)	佐 藤 充 弥	出向(三井不動産株式会社)
児童福祉部参事 (全国保育士会担当)	今 井 貴 志	出向(社会福祉法人中央共同募金会)
児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)	大 元 格 彦	法人振興部参事
児童福祉部部員 (全国児童養護施設協議会担当)	針 谷 妙 子	民生部部員
児童福祉部 付 (児童健全育成事業担当)	津 田 美季絵	社会福祉法人旭川荘より出向
民生部副部長	渡 邊 昌 行	児童福祉部副部長
高年・障害福祉部副部長	小 川 耕 平	児童福祉部副部長
民生部参事	千 葉 和 成	児童福祉部参事 (全国児童養護施設協議会担当)
出版部参事	今 井 遊 子	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
中央福祉学院部員	藤 高 直 之	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
児童福祉部内担当変更		
全国保育協議会	直 井 香 織	児童健全育成事業

\*全国保育協議会担当は、下記のとおりです。今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 参事 岡澤 和枝  
 参事 大元 格彦  
 参事 武田 篤  
 部員 直井 香織

【添付物】

1. 被災地の保育所の開所状況 調査結果(平成23年4月6日現在/全保協調査)
2. 保育所に係る「東日本大震災」Q&A(4月7日時点)



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

\*今号は、役員改選にともなう周知であるため、全保協協議員（平成23・24年度）および各都道府県・指定都市保育協議会事務局に発送しています。

## ■全保協の役員改選にともなう会長候補者について■

平成22年度第2回全保協協議員総会（文書審議）の確認のもと、このたび「正副会長等の選任に関する内規」第5項および「役員等選任手順」第1項・第2項に基づき、下記のとおり会長候補者から必要書類が提出されましたのでご周知いたします。

### 【会長候補者】

小川 益丸 氏

【ブロックからの推薦に基づく会長候補者の所信の提出】 別添のとおり

【ブロックからの推薦書】 別添のとおり

### 【参 考】

#### ◆「正副会長等の選任に関する内規」第5項

5. 会長候補者は次の者とし、協議員総会の承認を得て新会長となる。
  - (1) 会長候補者は、予めブロックからの推薦を受けた者とする。
  - (2) 各ブロックは、協議員の中から1名を会長候補者として推薦できる。
  - (3) 会長候補者は、予めその所信について、すべての協議員に周知しなければならない。

#### ◆「役員等選任手順」第1項・第2項

1. 会長候補者は、現会長に次の各号に掲げる書類を、役員改選を行う協議員総会の開催日の1か月以上前に提出する。
  - (1) ブロックからの推薦書
  - (2) 会長候補者の所信（1,000字以内）
2. 現会長は、前項の書類の内容を、役員改選を行う協議員総会の開催日の3週間以上前に、全保協ニュース等で協議員に周知する。

#### ◆役員改選を行う協議員総会の開催日

平成23年度全保協第1回協議員総会 5月17日（火）11:00～17:00

## 所 信 表 明

広島県保育連盟連合会会長 小川益丸

東日本大震災で命を奪われた方々、親、きょうだい、近親者、知人や財産を失われた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この2年間は、大きな制度改革について議論の年でした。「子ども・子育て新システム」については、全保協の会員の中に賛否ある中で、全保協としては、「子どもの視点」で検討し、子どもの今と将来の生活をいきいきと豊かなものにしていくことが私たちの使命であるという立場で提言してきました。また、現在の社会から将来にわたって持続可能で展望の持てる日本の社会をこれからの子どもと共に築くことのできるシステムとなることを願って主張してきました。

制度改革には、財源確保を前提とし、子どもの世界と保育の世界に格差を生じさせないという立場で意見を述べ、保育所待機児童がいる地域、人口減少の地域を問わず、認可保育所機能の維持発展を期すことが、すなわち子どもの最善の利益を追求することとなる、という議論を展開してきました。

全保協の見解は、役員、協議員、会員の皆様のご理解とご支援をいただき、全保協組織として提言できましたことに感謝申し上げます。

現在、「子ども・子育て新システム」についての検討の道筋は見えていませんが、これまで全保協の表明した提言に基づいて、昨年度から残されている諸課題について引き続き全保協の組織をあげて取り組まなければなりません。

この度の震災によって、保育が受けられなくなった子どもたちや、子どもたちの日々の生活の場であった保育所の倒壊、損壊等によって行き場を失っている子どもたち、保育所再建に向けて尽力なされようとされている関係者の皆様に対して、全保協としてまず保育三団体で募金活動をしておりますが、この配分やさらには現地における被災保育所の立ち上げ、保育ボランティア等の行動も速やかに起こしていかなければならない、と考えております。

全保協は、子どもの育ちを保障し、子育ての支援・応援する社会、子どもを生みやすく育てやすい社会をめざす、全保協ビジョンを明らかにしており、今後もビジョンの内容を具体的実践の中で実現していかなければなりません。

多難な現状の中で、全国保育協議会の会長としての責務と使命は益々重大になってきていると認識しております。皆様のご叱責とご理解とご支援をいただき、以上所信表明とします。

# 推薦書

全国保育協議会

会長 小川 益丸 様

平成23、24年度全国保育協議会会長として、広島県、新市保育所長、小川益丸氏を適任者と認め、推薦いたします。

平成23年4月1日

中国ブロック保育協議会

会長 大橋 和久



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ■保育三団体被災地支援募金【第一期】の配分等を決定■

～多くの善意をお寄せいただきありがとうございます～

東日本大震災及び長野県北部の地震に関わる保育三団体被災地支援募金事業報告

去る3月11日に発生した東日本大震災及び3月12日の長野県北部の地震における被災地域の保育所や保育活動を支援するために保育三団体（社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会）で実施した保育三団体被災地支援募金にご協力をいただきありがとうございました。

4月19日現在の募金額は、110,760,876円になりました。

保育三団体では、4月19日に保育三団体被災地支援募金事業打合せ会を開催し、現在の募金額の中より第一期として下記により送金を行うことや、復興に向けて継続的に支援することが大事であり、募金期間を延長することなどを確認しました。

### 保育三団体の確認事項

#### 【第一期の送金】

1. 岩手県、宮城県、福島県に各2,000万円を送金する。
2. 上記3県以外の県には、災害救助法が適用された市町村の保育所への見舞金相当額を送金する。（\*1）
3. 1、2とも該当する県の保育組織に一括送金をする（本件にかかる各県の所管組織を1本としていただく）。
4. 本支援募金事業実施要綱上の募金の使途にもとづき、公私立を問わず保育活動を支援するための費用とする。具体的には、被災した保育施設の補修や再建、物品の購入、被災した保育士等職員への支援等県の保育組織が必要とみとめた活動の費用にあてる。

#### 【募金期間の延長】

第二期 平成23年4月29日（金）～6月30日（木）

〔第一期は平成23年3月17日（木）～4月28日（木）〕

（\*1）災害救助法が適用されている市区町村が存する県・指定都市は、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、千葉市、長野県、新潟県。（長野県北部の地震によるものも含む。帰宅困難者対応の東京都は除く）

## ～第二期も、引き続き支援募金のご協力をお願いします～

今回の震災では、保育所が滅失するなど、再開の目処がたたず、保育士等職員の雇用など法人運営を継続することができない状況の保育所が多くあります。第二期は保育所運営費から支出いただく募金を中心として、このような私立保育所の保育再開・再建支援等の費用にあてることを主な目的として支援募金の募集を行います。引き続き、ご理解、ご協力をお願いします。

保育所運営費から災害義援金の支出が可能となりました。

今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることから、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、被災地に対する災害義援金の支払いを、保育所運営費から特例的に支出することができる旨を示しました。

本来、保育所の運営費は事業費や人件費、管理費など保育の実施にともなう最低基準を維持するための費用ですが、法人運営に支障を来さない範囲で、所轄庁と協議の上、支出することができるとしています（詳細は、下記をご参照ください）。

また、当該「事務連絡」通知には、保育所運営費が原資であることから、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等を目的としている募金先に寄付することが望ましいと示されており、「保育三団体被災地支援募金」はそれに合致するものです。ぜひ市町村行政とご相談いただき、運営費からの支援募金の支出にご協力をお願いします。

なお、既に運営費から支援募金を支出した事例をご紹介します。

**事例1** A県は、運営費からの支出について市町村に通知、保育所ごとの協議を不要とした。

**事例2** B指定都市は、1保育所あたり定員数×2,000円および預金利息を運営費から支出できることを市保育組織と協議し各保育所に周知した。

**事例3** C保育所は、節電や節水などの工夫や努力で運営費から募金額を捻出した。

### 参 考

保育所に係る「東日本大震災」Q&A(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課／事務連絡／平成23年4月7日)

Q 保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。

A 通常では、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する用途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。

★保育三団体被災地支援募金は、13,100万円（4月25日現在）になりました。引き続きご協力をお願いします。★

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ■名称も給付も「こども園（仮称）」に■

～幼保一体化WT第8回会合が開催される～

去る5月11日（水）に幼保一体化WT第8回会合が開催されました。東日本大震災等により審議が中断していましたが、3か月ぶりに協議が再開されました。会議の冒頭、末松副大臣は、「社会保障と税の一体改革」は予定どおり6月末に結論を得るようすすめられており、これにあわせて、厚生労働省（案）もまとめられる予定である。新システムの幼保一体化についてもしっかりと結論を得るよう議論をすすめるとあいさつしました。

協議に先立ち、事務局から資料に基づき説明があり、「こども園」は、新システム上において指定された保育所、幼稚園、総合施設（仮称）等を総称し、給付のしくみとして呼称する。「幼児教育・保育」を「学校教育・保育」と変更し、学校教育法に位置付けられる就学前教育と、児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象にした保育という考え方をより明確に整理をした等、これまでからの変更点などについての説明がありました。

本会から委員として参画している佐藤秀樹保育施策検討特別委員会委員長は、子どものセーフティネット、児童福祉施設としての機能を持った仕組みとすることや、質の向上にむけての財源確保と最低基準等の改善が含まれる仕組みとするべき等、これまで全保協として主張してきたことをあらためて強調しました。

議事概要 (記録事務局)

(敬称略)

議事内容 (進行：大日向座長)

### 【意見交換】

**大日向座長**：今回の整理で、「こども園」が給付のしくみとして位置づけられるとともに、「幼児教育・保育」という文言から「学校教育・保育」という文言に変更された。一部の委員が懸念を抱いた点も、修正されたものとなっているのではないかと。

**山口委員（日本子ども育成協議会、JP ホールディングス）**：① 資料「幼保一体化の具体的な仕組み」の中に「多様な保育事業を行う事業者」との文言が記されているが、以前は「多様な事業主体の参入」というような書きぶりであったはず。議論もなく、なぜこのような表現となったのか、② 国の規制緩和から10年たったが、70%の自治体は恣意的な運用によって事業主体の参入を規制していることを国は是としているのか。もしそうでないようであるならば、そのことを明記してほしい、③ 運営費の用途制限そのものが緩和すればさらにフレキシブルな対応が可能となる、④ 量的拡大が必要なときに、なぜ資本市場を利用しないのか、⑤ 長時間保育や延長保育は認可

施設では担いできていない。改革案のなかで認可施設以外についての議論も行っていただきたい。  
**古渡委員（全国認定こども園協会）**：今回の震災対応で、就学前の子どもにかかる関係団体のネットワークができていないことが課題であると感じた。もうすこし早くこの新システムができていれば、震災対応においても子どもたちにより良い支援ができたのではと感じる。

**佐藤委員（全保協）**：① 子どものセーフティネット、児童福祉施設としての機能をしっかりと持った仕組みとすることが必要、② 子どもにとって生活と教育は切り分けて議論すべきではない、③ 給付の一本化は理解できるが、幼稚園、保育所、総合施設等がすべて「こども園」という枠組みでひとくくりになっている。これは利用者にとっては分かりづらいのではないか。真の意味での幼保一体化といえるのも「総合施設（仮称）」しかないという点も分かりづらい、④ 資料には「幼稚園の預り保育」に児童福祉としての位置づけを付与するとあるが、現行の預かり保育すべてが児童福祉ではなく、限定的なものとして「保育の必要性を認定された場合のみ」という但し書きが必要ではないか、⑤ 質の向上にむけての財源確保と、最低基準等の改善が含まれる仕組みであるべき、⑥ 狭い意味での「学校教育」により3歳で分断されることがないように、子どもたちの発達の連続性に留意した仕組みとして再度検討していただきたい。そして、利用者本位という理念から利用者にとって分かりやすい仕組みづくりをお願いしたい。

**大日向座長**：今般の震災対応を考えた時、これまで就学前の子どもたちの育つためのネットワークのしくみが弱かったという指摘には胸が痛む。就学前の子どもたちにより良い環境を提供していきたい。

**北條代理（全日私幼）**：① 従来、行程表があったと思うが、現時点でそれはどうなっているのか、② 今回の被災で、幼稚園では行政の関与面で公私間の違いを感じた。平時においても私立幼稚園への関与が弱いと感じる、③ 専業主婦や子育て家庭への支援についての記述が弱いように見受けられる。こうした方々を対象としている明確なメッセージが必要、④ 『片働き家庭』という表現に違和感を覚える。専業主婦も同様で、良い言葉を考えていただきたい、⑤ 公的契約に関し、定員以上に応募がある場合の選考に際して、「保育の必要性の認定を受けた子ども」と「認定を受けない子ども」について、もしも公費負担の不公平を生むようであるならばその点は何らかの配慮がされるべき。

**大日向座長**：例えば「在宅子育て家庭」という表現もあるのではないか。

**村木政策統括官**：事務局としても違和感を覚えつつご指摘の言葉を使用している。何か良い表現があればお教えいただきたい。

**末松副大臣**：行程表について、大震災の影響で審議は遅れているが、6月末の「税と社会保障の一体改革」と歩調を合わせて、新システムの議論をすすめることとしている。私の印象としては5月末から6月の初めには基本的なものが固まり、6月末にむけて財源問題もにらみながら固めていくものと考えている。もし国会延長がなされるのであればそこに法案を提出していくということも可能性として考えられよう。

**小宮山副大臣**：委員の皆さんには、ワーキングの場で議論がなされていることがそのまま盛り込まれると思っていただければと思う。「税と社会保障の一体改革」に、子どもに関する事項をしっかりと盛り込んでいくことが大きな核となる。復興支援の財源として20兆円が必要といわれているが、子どもに関する財源もしっかり確保し、初期の目的を果たしていきたい。

**村木政策統括官**：「税と社会保障の一体改革」は6月中に結論をまとめるという期限は変えない決意であると聞いている。したがって、この会議も5月中にはとりまとめ、6月には財源確保の話にしっかりとつないでいきたい。

ただし、今国会に法案が出せるのかどうかは法の取り扱いにかかる優先順位の問題でもあるため、法案をどう出していくのかは政務と相談しながら行っていきたいと考える。

**末松副大臣**：震災復興に関する費用もちろん必要であるが、「これからの社会保障を誰が担うのか」ということを考えると、若者や女性、とくに将来の若者となる子どもが担えるようなシステムにしないと社会保障そのものが揺らいでしまうと考える。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）**：① 基本制度案要綱には、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払って新たなシステムに統合していくということであったと思う。また、指針についても「こども指針」への統合、資格についても一本化していく流れであったと思うが、本日出された資料はこれまでの議論と整合性が取れているのか疑問に感じる、② 従来の議論では、さまざまな施設を「こども園」化するとした流れではあったが、ここにきて「総合施設」という名称が出てきた。指定された施設を「こども園」と総称するということは分かったが、なぜ今の時点で

総合施設という言葉がでてきたのかがよく分からない、③「子ども家庭省」はどうなったのか。今のままでは行政の三重化になるのではないか。関係省庁がどう連携するののかも見えてこない。

**濱谷課長**：一体化の方法としては2つあると考える。一つめは施設そのものを抜本的に一体化することであり、もうひとつは、今回のように給付体系を一体化することである。今般、要綱との関係ではいわば給付面での一体化が図られる案である。また、これにより各施設に対する補助や給付体系について柔軟な対応が可能となる。給付の対象となる施設は、認可外施設も含めてすべて指定対象としていく案である。なお、給付面に関連しては事業者への規制ということではなく、比較的自由的な制度設計を可能としていきたい。事業不正に関しては、総合施設においては設置基準や行政庁の監督のあり方などについて、学校および児童福祉施設の両方の規制を考慮して必要なものを新たに設けることとなる。なお、そう考えると0~2才の施設については学校教育に関する規制をかける必要はなく、児童福祉施設という性格のみを有するものであるから、相互の規制を設ける位置づけにすることは難しいと考えている。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）**：総合施設として学校教育が位置づけられることによって、義務化がなされるようなことはあるのか。

**濱谷課長**：幼稚園は義務ではないが、学校教育法上の体系にある。学校教育の就学前の義務化については中央教育審議会でも過去に議論があったところだが、現段階では国民のコンセンサスは得られてはいない。なお、幼児教育の無償化については利用者の立場から政策課題としてあがっているところ。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所）**：一体化とは一元化することではない。乳幼児期の子どもたちがひとつの施設類型に収まるということではなく、さまざまな施設があり、違いや特色があつてよいと考える。すべての子どもたちにとって良質な保育、教育を保障することを国として責任もつということが新システムの考え方であると思う。児童福祉法と学校教育法をともに生かしていくという考えが大切。

**大日向座長**：こども園のあり方を、これまでの議論ではフルパッケージで捉えていくような考え方もあつたが、皆さんの意見のなかで、多様なかたちがあつても良いのではという方向性になったことで、「給付の一体化」という案になったと捉えている。

また、3歳未満児にも教育がなされるということが分かるようにしてほしいという意見もあつたと思う。

**普光院委員（保育園を考える親の会）**：①新システムでは、市町村の関与が非常に大切であると考ええる。保育の必要度を「認定」し、「給付」するというだけでなく、市町村も公的契約に入り、三者で子どもの最善の利益のために関与していくことが必要である、②保育料は所得に応じた応能負担が望ましい、③3歳未満児にも教育が行われていることを明確にしていく必要がある。そのためには未満児の教育に関する「定義づけ」が必要、④利用者の視点からは、基準や施設の公的名称が一致していないというのは分かりづらい。国が保障するシステムとして、施設の看板は「こども園」としては同じだが、利用先によって内容も専門職も違うというのはいかなるものか。

**清原委員（三鷹市長）**：①幼保一体化にかかる市町村の役割を考える際、保育所や幼稚園などの就学前施設の所管を一体的に市庁部局が担っていく必要性を感じる、②新システム事業の計画を作成する主体としての市町村は、平時のみならず災害時も踏まえて一体的に整備していく点からの再確認が必要である、③子ども・子育て支援給付（仮称）の中の「地域型保育給付」は「地域」という言葉が使用されているが、これが市町村にとってどこまでの裁量があるのかという点を明確にしていく必要を感じる、④認定証や受給者証を市町村が発給していくにあたって、すべての子どもが差別なく適切なタイミングで保育が保障されていくよう、国と地方の協議の場でしっかりとこのことを具体化していく必要がある。

**中島委員（連合）**：地域で育つすべての子どもの利用保障という点からみると、本日提示された案で基本的にはすすめていけるのではないかと感じる。全世代型への社会保障という点でも陽が当たってきたと感じている。問題意識をもって私たちが合意の意思を発揮していくことが必要である。

なお、指摘があつたように、就学前の子どもへの安心・安全のためのネットワークがこれまで不十分であった。このたびの震災にかかる復興計画の中に、そうした新システムの考えをどう組み込んでいくかが課題。

**菅原委員（全私保連）**：教育と保育についてこのように整理されてきたことは前向きに捉えたい。しかし、乳幼児期の養護・教育と学校教育にはつながりはあるが違いもある。明確化していくた



めに丁寧な整理が必要。また、さまざまな事業体による個性があってよいと考えるが、一体化を考えるうえで差別や区別のない給付体系を作ったうえで、さまざまな事業のあり方が保障されていくべき。そのうえで、今より良い基準を、目に見えるかたちでつくっていくことが必要。また、財源の担保なしには、このしくみは成り立たない。法律だけが先行してしまわないよう慎重であるべきであり、しっかりとした財源計画が必要である。

**秋田委員（東京大学教授）：**都道府県の役割は「広域調整」となっているが、指導監督など保育の質の担保にむけての役割をきちんと明記していく必要がある。また、資料に「現行の幼稚園の預り保育に対し、児童福祉としての位置づけを付与する」とあるが、それ以前に、どのようにして預り保育の質を高めていくのかという議論が必要。

**池田代理（全国公立幼稚園長会）：**子どもをもつ親の立場からみてもよく練られた案であると感じる。教育、保育はこれまでずっと議論されてきたところであるが「学校教育」としたことで、良く整理されたという印象である。どの施設にいても学校教育が保障されているという点は良い。0～2歳と3～5歳で育ちに切れ目があるとは思わないが、前者は個別対応、後者は集団教育というところで整理していくことが大切である。

**金山委員（マミーズネット）：**① 専業主婦、あるいは片働き家庭といった言い回しが指摘されたが、1人親家庭も増加してきているので、その点もふまえて言葉の検討をお願いしたい、② 家庭に必要な支援は子育て相談だけではない。保育や学校教育への保護者の参画、地域コミュニティへの参画支援もある。もっとさまざまな支援内容があることがわかるようにしていただきたい、③ 幼保一体化で期待しているのは質の向上。具体的にどんな質の向上が望めるのか、時間をかけて検討していけるとよい。

**木幡委員（フジテレビ）：**保育所に通っても教育要素があるという点はありがたい。しかし、0～2才までもそうならないと、新システムは利用者にはわかりにくい。また、保育の量的拡大という点で懸念を感じる。幼稚園が保育機能を強化する方向性の案であるが、どれほどの幼稚園がそれに乗ってくるのかが見えない。0～2才が利用できる施設が増えないように見え、乳幼児をもつ保護者が職場復帰の第一歩を踏み出せないと考えるが、いかがか。

**濱谷課長：**幼稚園の保育機能の強化は各園の判断によるものであるが、0～2歳児の保育にも参入しやすいよう、調理室の補助や運営費等の財政的インセンティブの付与を講じたい。

**佐久間委員（ベネッセ）：**認可、認可外にかかわらず「子どもを守る」という視点が大切。給付にあたっては認可、認可外を問わず公平であるべきで、そうした給付の一体化について、財源確保を含めて実現してほしい。また、給付の使途制限に関しては、個々の創意工夫で自由なつくりとなると理解しているが、その点の確認をしたい。

**岡崎代理（全国知事会）：**都道府県の役割が明確になる協議が必要。多様な事業者の参入について指定を行っていくにあたり、サービス担保のための客観的な基準が必要。また、人口減少地域においては、地域の実情に応じた小規模多機能施設を設置できるよう、その財政措置も併せて整備してほしい。

**大日向座長：**原案について評価したいとの意見が多かったと受け止めている。幼保一体化ワーキングは、5月中にもう1回行う予定。被災地においても子どもを中心として復興していく視点をもっていただくべく、新システムをもってその先手を打っていくという視点にも立ちたい。次回はさらに具体的な改善意見を出していただきたい。

**村木政策統括官：**月内に行なうワーキングでは、議論が積み残っている「指定制度のあり方」「総合施設の具体的設計」等について深めていきたい。

- (1) 「子ども・子育て新システム検討会議」幼保一体化WT第8回会合の資料は、下記のURLをご参照ください。（または、内閣府>少子化対策ホームページ 新着情報からご覧ください）

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k\\_8/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k_8/index.html)

- (2) 幼保一体化WT第8回会合の動画（5月11日の第8回会合の様子が内閣府のホームページにアップされています）

[http://wwwc.cao.go.jp/lib\\_004/shoushi/20110511youho8.html](http://wwwc.cao.go.jp/lib_004/shoushi/20110511youho8.html)

## ■改革（案）の主要点に子ども・子育て新システムの実現■

### ～社会保障改革に関する集中検討会議が開催される～

5月12日（木）に税と社会保障の一体改革に関する政府の集中検討会議が開催され、社会保障制度改革の原案が示されました。

「世代間公平」と「共助」を柱とする持続可能性の高い社会保障制度として、改革の方向性がまとめられています。具体的には、3つの理念（①参加保障 ②普遍主義 ③安心に基づく活力）と5つの原則（①全世代対応型 ②未来への投資 ③分権的・多元的供給体制 ④包括的支援 ⑤負担の先送りをしない安定財源）を定めて、必要な社会保障の機能強化を着実に進めていこうとするもので、子ども・子育て支援や医療・介護、年金、低所得対策等の個別分野の改革の方向性と東日本大震災の復興に関する提言等が示されています。

子ども・子育て支援については、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、社会全体で子ども・子育てを支援」、「新たな一元的システムの構築」と新システムの実現にむけた内容となっています。

今後の日程は、5月中に必要な税財源や保険料などの財政試算を行い、6月末までに税と社会保障の一体改革（案）をまとめる予定です。

- ◆ 社会保障制度改革の方向性と具体策については、下記のURLをご参照ください。  
(または、厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料 5月号をご覧ください)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html>

## ■保育所版「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」が改訂される■

### ～厚生労働省各局課長連名通知が発出～

昨年度、全国社会福祉協議会において、福祉サービス第三者事業に関する評価基準等委員会児童部会/保育関係分科会が設置され、保育所版「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の改訂に向けた検討が行われました。本分科会には、保育現場からの委員として、石川県わかば保育園長の西田泰明氏（全保協副会長/当時）と広島県小奴可保育所長の吉川由基子氏（全国保育士会副会長/当時）が委員として参画していました。改訂内容は、全国社会福祉協議会評価基準等委員会に報告され、その内容を受けて、厚生労働省関係各局の課長名で、「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』および『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等の一部改正について」（平成23年3月30日付）が、都道府県あてに通知されました。

今回の改訂は、保育所保育指針（平成20年3月告示化）の改訂にともなうものです。主な内容として、各サービス共通である共通53項目における「評価基準の考え方と評価のポイント」及び「評価の着眼点」に保育の視点から加筆や修正が加えられました。内容評価基準は全面的な見直しを行い共通項目への統合と、項目数を34項目から24項目に減らし全体的に簡素化させたものとなっています。

また、保育関係分科会の独自の取り組みとして、第三者評価が保育所関係者により身近なものとして理解され受審につながるよう、保育所の自己評価ガイドラインにおける自己評価の観点にあわせて評価基準項目の順番を整理しています。

- ◆ 「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』および『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」

の詳細は下記のURLをご参照ください。

(または、全国社会福祉協議会ホームページ>事業内容・計画等>事業に関するホームページ>福祉サービス第三者評価事業ホームページ 新着情報をご覧ください。)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news3/index.html>

また、全国社会福祉協議会では、保育所をはじめ福祉サービスを提供する事業者向けに、パンフレット「福祉サービス第三者評価事業のご案内」を作成しました。このパンフレットは、第三者評価の目的や受審の効果、受審の申込から結果公表までの流れをわかりやすくまとめたものです。第三者評価の受審の検討や受審の準備に向けてご活用ください。

◆ パンフレットは、下記のURLをご参照ください。

(または、全国社会福祉協議会ホームページ>事業内容・計画等>事業に関するホームページ>福祉サービス第三者評価事業ホームページ 新着情報をご覧ください。)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-11.pdf>

平成23年5月吉日

各施設長様

神奈川県保育士会  
会長 富田弘美

県保育士会主催の研修会参加について（依頼）

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃から当会の活動につきましては、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当神奈川県保育士会は平成21年11月、貴会の一般社団法人神奈川県保育士の準会員として入会させていただいたところでございます。

私共の事業目的は、児童福祉増進のための調査、研究のほか、会員の保育技術の向上並びに会員の資質向上と自己啓発を図る一環として研修会、講習会、講演等の事業を下記の時期に実施しておりますが、今後の運営には会員のみならず、公益性ある事業の助成を目指すため、幅広く参加者を募り実施してまいりたいと考えております。

つきましては、貴施設に勤務される保育士・栄養士・調理師等の皆様に、専門性を高める知識や技術習得のためにも、是非ご参加していただきますようご案内申し上げます。

なお、研修内容等につきましては、別途開催通知によりご案内させていただきますが、参加費につきましては1,000円をお願いいたします。

記

開催日時

- |   |        |                |
|---|--------|----------------|
| 1 | 第1回研修会 | 平成23年 6月11日（土） |
| 2 | 第2回研修会 | 平成23年11月上旬（土）  |
| 3 | 第3回研修会 | 平成24年 2月上旬（土）  |

場 所

横浜市神奈川区沢渡4番地2  
神奈川県社会福祉会館 2階ホール

問い合わせ  
事務局 磯部  
電話 045-311-8757

平成23年5月6日

保育園園（所）長 様

神奈川県保育士会  
会長 富田 弘美

第1回研修会の開催について（ご案内）

新緑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育士会の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、標記研修会を別添開催要領のとおり開催いたしますので、貴職の保育士さんのご参加につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、お手数ですが、準備の都合もございますので、5月27日（金）までに下記様式により本会事務局宛てファックス又は郵送で申し込んで下さい。

問い合わせ先  
事務局 県保育士会 磯部  
電話 045-311-8757  
Fax 045 (311) 1837

6月11日（土） 第1回研修会参加申込み 月 日

保育園（所）名		電話 Fax	
参加者			
参加費	当日持参	名分	円

平成23年度第1回研修会開催要領

趣 旨 私共の事業目的は、保育技術の向上並びに会員の資質向上と自己啓発を図る一環として下記の研修会を実施いたします。

主 催 神奈川県保育士会

日 時 平成23年6月11日(土)  
受 付 10時～10時25分  
講 演 10時30分～12時

会 場 横浜市神奈川区沢渡4番地2  
神奈川県社会福祉会館 2階ホール  
電話 045(311)8757

対 象 保育士

参加費 1,000円(会場の受付で徴収いたします)

講 師 中尾卓嗣氏(ボランティア・食と環境教育アドバイザー)

テーマ 「子どもの健やかな成長を願って」  
～心の空腹を満たす食～

\*ビデオ撮影及びカセット等への録音はご遠慮下さい。

# 2011年 神奈川県社会福祉協議会 保育協議会研修会 開催要綱

## 子どもがよくかかる感染症について

1. 講師: 小田原市立城山乳児園 看護師 宮畑とよみ氏

**【経歴】**

昭和 45 年 小田原市立病院入職 看護師として 39 年間勤務  
平成 21 年 小田原市立城山乳児園入職～現在に至る

2. 趣 旨: 感染症や予防接種について必要な知識を身につけ、日々の保育にて予防意識や適切な対応を行うことを目的とします。

3. 内 容: 春から夏にかけて流行しやすい感染症について  
小学校入学までに受けるべき、予防接種とその特徴

4. 主 催: 神奈川県社会福祉協議会保育協議会

5. 日 時: 平成23年6月16日(木) 15時～16時30分  
※受付は14時45分からです。

6. 会 場: 神奈川県社会福祉会館 4階 第3・4研修室

横浜駅西口より徒歩約10分 ※地図参照

7. 対 象: 神奈川県内の保育園園長・主任保育士・保育士

8. 参加費: 無料

9. 申込方法: 別紙申込書に必要事項をご記入の上、平成23年6月10日(金)までにFAXにて  
お申込みください。



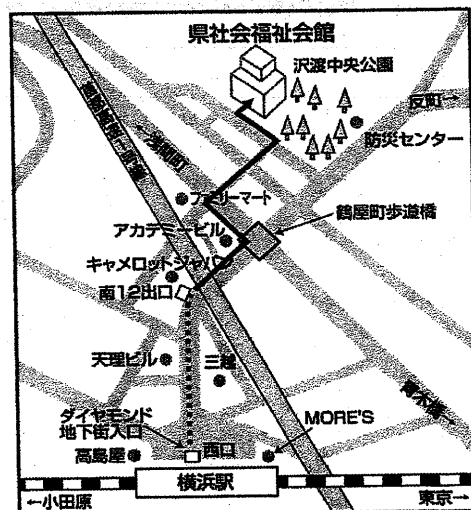
(お申込先/お問合せ先)

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉協議会 事務担当: 六戸

TEL 045-311-1424

FAX 045-313-0737



**< 保育協議会研修会 参加申込書 >**

**神奈川県社会福祉協議会 社会福祉施設・団体担当**

**六戸宛 FAX:045-313-0737 6月10日(金)必着**

**標記研修会に参加いたします。**

**(所属名)** \_\_\_\_\_

**(電話)** \_\_\_\_\_

氏 名	職 務

**※ 質問等がありましたらご記入ください。**

-----  
-----  
-----  
-----



## 保育三団体被災地支援募金（第二期）にご協力を！

第一期募金にご協力ありがとうございました。

全国では、4月25日現在で13,100万円。神奈川県保育会では、4,918,501円を送金しました。

「全保協ニュース」NO.11-04によれば、6月30日までを第二期の募金期間とするとのことです。

神奈川県保育会でも、引き続き、次により募金活動を実施し、保育三団体被災地支援募金口座に送金いたしますので、皆様方のご協力をお願いいたします

- 1 募集期間 平成23年6月25日（土）まで  
各園でとりまとめの上、2のいずれかの口座に、6月28日（火）までをお願いします。

### 2 送金口座

①[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 0215851

神奈川県保育会 会長 <sup>つづみ</sup>都築 <sup>ゆうこう</sup>融光

振込手数料はご負担願います。

②[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

同封の払込取扱票をご利用ください。手数料は不要です。

### 3 その他

募集期間終了後、会員の皆様には、結果のご報告をさせていただきます。

問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局

TEL 045-311-8754

(案)

平成 23 年 5 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

## 要 望 書

先般の東日本大震災におきましては、被災された皆様にはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、神奈川県内におきましても、4名の尊い命が失われる他、福島原発事故に伴う電力需給逼迫による計画停電の実施や放射能飛散による南足柄地区等の茶葉の汚染など農・海産物の出荷制限、風評被害等、子ども達の健全な発育と幸せを担う保育所にとっては、最も大切な「安心と安全な子ども達の環境確保」に重大な影響を及ぼしており、今後の保育所運営に支障をきたす懸念があります。

また、本県においては、M8クラスの東海地震や東南海地震との連動、更にはM7クラスの県西部地震等の切迫性が指摘されており、今回の地震発生に伴う様々な被害については、何時我々の身に降りかかるか分からない深刻な事態であると受け止めております。

今回の大震災の教訓を生かし、子ども達の安心と安全を守るために、現在の防災対策を見直していきたいと考えており、大規模地震発生に備えた対応策について、下記のとおり要望いたしますので、保育現場の現状を的確に把握して頂き、迅速かつ適切な対応をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### (1) 県の地域防災計画への保育園の位置づけについて

現行の地域防災計画の「第3章 災害時応急活動事前対策の充実」の中には、児童・生徒の安全確保を図る「文教対策」が規定されており、小学校以上の学校の対策になっています。

保育園も幼稚園も、子ども達の安全確保を図ることは、学校と同等以上の使命を負っていると考えるので、次回の改定時には、是非保育園と幼稚園を位置づけて、積極的な対策を書き込んでいただきたい。

## (2) 保育園の防災対策の強化について

本県は、相模湾に囲まれた海岸地帯や活断層の上に位置する市町村も多く、より一層の防災対策の強化が求められているものと考えております。

県の補助制度の中で、対象事業として認めていただいているものも多くありますが、必ずしも十分とは考えておりませんので、以下の項目について、ご検討いただきたい。

ア 保育園の園舎の耐震化は、子ども達の身の安全を保障するための基本であります。現行の県計画の中でも、「民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。」と規定されておりますが、耐震診断及び補強工事費は多額の費用を要しますので、是非現行制度よりも積極的な運用を行い、大規模地震にも耐え得る園舎建設又は改築にご協力いただきたい。

イ 先の計画停電の際には、子ども達は、証明の消えた暗い部屋で、地震の恐怖や不安と隣り合わせの生活を強いられました。ひとまず、大規模停電の可能性が回避されたようですが、電力会社に頼らない太陽光発電装置や自家発電装置の設置需要が増大するものと思われますので、これらの単独設置についても積極的に認めていただきたい。

ウ 保育園の防災対策については、様々な多くの課題が残されていると考えております。是非保育園の実態を知っていただき、効率的で効果の高い防災対策が実現できるよう、定期的な勉強会や話し合いの機会を設けていただきたい

## (3) 緊急時の食材確保について

福島原発事故発生の際には、食材がスーパー等で品薄状態となって、保育園では食材の確保が困難となり、弁当持参という事態に追い込まれた園もありました。保育園には、子ども達の食育を保障する責務があると考えており、ある程度の備蓄を行いながら、保育園の運営に努めますが、緊急時には、保育園等の社会福祉施設には、食材の優先的な供給の方法を検討し実現していただきたい。

#### (4) 黒岩知事が提唱する「ソーラーバンク構想」について

脱原発とクリーンエネルギー確保の観点から、4年間で200万戸の太陽光パネルの実質無償設置を目指した「ソーラーバンク構想」の実現は、誠に意義深いものがあると考えます。

この構想の詳細については、まだ公表されていないようですが、1日も早く県民に具体的に示して頂き、導入に向けた検討を行えるようお願いしたい。

また、保育所に設置した際には、現構想では、発電された電力は全量売電とこのことのように、大規模停電の際には、自己施設での使用ができることにしていきたい。または、発想を転換して、通常は自己施設で使用し、余剰電力を売電にするという道も検討していきたい。

以上

保育研究大会一覧表

[ 栃木県担当 (案) ]

第55回全国大会分科会テーマ	第51回関東ブロック保育研究大会	錫	第52回関東ブロック大会分科会	錫	第53回関東ブロック大会分科会	錫	備考
テーマ1 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する	第2分科会 0.1.2歳の現状と保育・子育て支援のあり方 第3分科会 3歳以上児(異年齢保育)の現状と子育て支援のあり方	0	第2分科会 0.1.2歳の現状と保育・子育て支援のあり方 第3分科会 3歳以上児(異年齢保育)の現状と子育て支援のあり方	0	第1分科会 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する	0	
テーマ2 配慮を必要とする子どもの保育の充実		0	第4分科会 配慮を必要とする子どもの保育の充実	0	第2分科会 配慮を必要とする子どもの保育の充実	0	
テーマ3 保育者の資質向上を図る	第1分科会 保育者の資質向上を図る	0	第1分科会 保育者の資質向上を図る	0	第3分科会 保育者の資質向上を図る	0	
テーマ4 地域の保護者支援の充実 ～保育所利用家庭、地域の 子育て家庭に向けて～	第4分科会 地域の保護者支援の充実 ～保育所利用家庭、地域の 子育て家庭に向けて～	0			第4分科会 地域の保護者支援の充実 ～保育所利用家庭、地域の 子育て家庭に向けて～	0	
テーマ5 家庭との連携による食育の推進	第7分科会 家庭との連携による食育の推進		第5分科会 家庭との連携による食育の推進	0	第5分科会 家庭との連携による食育の推進	0	
テーマ6 子育て・子育て支援のネットワークと保育所の役割	第6分科会 多様な機関との連携と協働 ～気になる子どもの保育の充実～	0	第6分科会 多様な機関との連携と協働 ～虐待防止への取り組み	0	第6分科会 子育て・子育て支援のネットワークと保育所の役割	0	神奈川 当番
テーマ7 コミュニティの再生・子育て文化の創造にむけて	第5分科会 子育て支援の拠点としての機能の充実 ～多様なニーズに応える取り組み・ 子育て文化の創造～		第7分科会 子育て支援の拠点としての機能の充実 ～多様なニーズに応える取り組み・ 子育て文化の創造～	0	第7分科会 コミュニティの再生・子育て文化の創造にむけて	0	神奈川 当番
テーマ8 公立保育所の使命と地域社会での役割	第8分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割	0	第8分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割	0	第8分科会 公立保育所の使命と地域社会での役割	0	

栃木県担当(案)作成にあたって

- 1 全国大会テーマに対応した分科会としました。
- 2 全国大会への代表発表者の選出に対応した分科会としました。